

■議案第81号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 49 号）が平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

【主な改正内容】

1. 連携施設の確保義務の緩和及び免除

特定地域型保育事業者については、連携施設として、現在は保育所、認定こども園及び幼稚園が認められていますが、以下の(1)、(2)及び(3)のとおり、連携施設の確保義務を緩和もしくは免除します。

- (1) 家庭的保育事業等による代替保育を提供する場合の連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、代替保育の提供に係る連携協力を行う連携施設の確保を不要とします。

この場合において、家庭的保育事業者等は、以下ア、イの要件をすべて満たす小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を連携施設として確保しなければならないとします。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確にされていること。

イ 代替保育を提供する者の本来の義務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 家庭的保育事業等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とします。

この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が 20 人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外施設等であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとします。

- (3) 満3歳以上の子どもを受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務を免除します。

2. 経過措置の延長

- (1) 省令附則第2条において、食事の提供の経過措置が適用されている事業者の

うち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」に延長します。

- (2) 連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を「5年」から「10年」に延長します。

3. その他所要の規定の整備

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり